I 人権施策推進指針の策定にあたって

■ 指針策定の趣旨

今なぜ、人権施策を推進する指針が必要なのでしょうか。

私たちが一人の人間として社会生活を送る際には、人はみな同じであるという基本認識にたったうえで、さまざまな文化、価値観、ライフスタイルなどの個性を認めあい、互いに尊重しあうことが大切です。しかし、一方の権利だけを主張することは、他方の権利を侵害することにもつながり、さまざまな衝突や紛争の要因となります。こうした点から、私たちの社会生活は、人権問題と無縁でいることはできません。

国際的には国連を中心として民族、宗教、女性、子ども、高齢者、障害者などのさまざまな視点から問題解決の努力が積み重ねられていますが、まだまだ克服すべき多くの人権問題が残されています。さらに、経済のグローバル化、国際社会のボーダレス化などとともに、情報通信技術の高度化、生命工学の進展などにより新たな人権問題が生じるなど、多様化、重層化、広域化する傾向にあります。

藤沢市はこのような人権をめぐる動きや法整備をふまえ、さまざまな人権問題に取り組んできました。そして、一人ひとりの市民が互いに人権を尊重しあい、ともに生きる社会を実現するためには、生活のすべての場で、いつでも、どこでも人権が尊重される社会を築く必要があると考えています。

今まで以上に一人ひとりが人権を身近なものととらえ、身近な人々とともに、身近なところから少しでも人権問題をなくしていくため、藤沢市の諸施策を人権尊重という視点から改めてとらえ直し、市としての人権に対する基本理念や施策の方向を明らかにした「藤沢市人権施策推進指針」(以下、「指針」)を策定します。

2 指針の位置づけ

藤沢市では、さまざまな分野で人権が尊重されるようにするため「ふじさわ総合計画 2020」の基本計画のなかで「総合的な人権施策の推進」を掲げ、啓発活動を中心とした各種施策を推進しています。

この指針は各種施策を推進するにあたり、人権尊重という視点から何を大切にし、 どのように施策を進めたらよいかを明らかにしたガイドラインとして、藤沢市の人権 施策の基本理念と今後取り組むべき方向性を表したものです。現在行っている個別の 施策については、本指針をもとに点検、見直しを行うとともに、今後策定する各種計 画等についても、指針に掲げる人権の視点を取り入れた計画となるように整合性を図 り、人権に関する諸施策を体系的、総合的に実施できるようにします。

指針の内容は社会状況の変化に応じて、定期的に見直しを行うこととします。

なお、本指針でいう「市民」とは、藤沢市に居住する人、働く人、学ぶ人、活動する人、 事業を営む人等、藤沢市に集うすべての人々のことをいいます。

3 指針策定の背景

(1)世界の動き

20世紀に入ってからの二度にわたる世界大戦により、人類はかつてない世界的規模での人権の抑圧や侵害を体験しました。その反省から設立された国連において1948年(昭和23年)、人権についてすべての国家と人類が達成すべき基準として「世界人権宣言」が採択されました。さらに、この宣言を法的実効性のあるものにするため、1966年(昭和41年)には「国際人権規約」が採択され、以後に締結される数々の人権保障に関する条約の国際的基準とされました。

しかしながら、その後も地球上には数々の民族紛争をはじめ、さまざまな人権問題があとを絶たず、国連では世界各国が"人権という普遍的文化"の普及を目指し、そのための教育啓発活動に取り組むよう、1995年(平成7年)から2004年(平成16年)を「人権教育のための国連10年」と定めました。10年の終了後には、それを引き継いで「人権教育のための世界プログラム」を開始しています。2006年(平成18年)には、これまでの人権委員会を昇格させるかたちで「国

連人権理事会」が新設され、日本も 47 理事国の一員に選任されています。

(2) 国内の動き

わが国では、1947年(昭和22年)に施行された「日本国憲法」において「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。」(第11条)として、はじめて基本的人権の尊重がうたわれました。

その後も国連を中心とした世界の人権意識の高まりのなかで、人権に関連した 国際条約の数々がわが国でも批准されるようになりました。特に近年は女性、子 ども、障害者をはじめ、さまざまな人々の人権確立をめざし、国内での法制度の 整備や施策が進められています。

また、人権教育・啓発という観点から「人権教育のための国連 10 年」を受けて 1997 年 (平成 9 年) に国内行動計画が策定され、さらに 2000 年 (平成 12 年) には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、国、地方公共団体、そして国民の責務などが具体的に定められました。

(3) 藤沢市の取り組み

藤沢市では施策全般の基本方針を明らかにした「ふじさわ総合計画 2020」を 策定し、そのなかで「総合的な人権施策の推進」を掲げ、さまざまな施策を通し て住みよいまちづくりの実現をめざしています。

特に最近では国の動向に合わせて、2001年(平成13年)に「ふじさわ男女共同参画プラン2010」、2004年(平成16年)に「藤沢市地域福祉計画」、2006年(平成18年)には「藤沢市高齢者保健福祉計画2008」、「ふじさわ障害者計画2010」など各分野での中長期的な計画を策定しており、それぞれが人権尊重や権利擁護の視点をもった内容となっています。

また、子ども、高齢者、障害者など声をあげにくい立場の人々に対しての相談など人権に配慮した施策を行ってきていますが、種々の人権関連の制度が整えられていても、所管部署が連携しあわなければ多岐にわたる人権問題を解決することはできません。庁内組織の有機的な連携により相談体制や救済機能の整備を行い、人権尊重の視点にたった取り組みをいっそう進めていく必要があります。